

今治広域都市計画地区計画の変更（今治市決定）

都市計画今治駅西地区地区計画を次のように決定する。

名 称		今治駅西地区地区計画		
位 置		今治市中日吉町一丁目、北日吉町一丁目、北宝来町一丁目、北宝来町二丁目、北宝来町三丁目、常盤町四丁目、常盤町五丁目の各一部		
面 積		約 14.9ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		建築物、工作物等の景観向上に努め、快適で潤いのある都市景観の形成を目指す。	
	土地利用の方針		健全な都市景観の形成に配慮し、地区の活性化を図る。	
	建築物等の整備の方針		健全な近隣商業地の形成、快適な歩行者空間を創出するため、建築物の色彩等を制限する。 美しい市街地景観を保全するため、地区内の広告物等の設置を制限する。 市街地景観を整備し保全するとともに、防災の観点から塀等の設置を制限する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限		建築物の1階の壁面から、都市計画道路今治日高線及び今治駅西高橋線（駅前広場は北側のみ）までの距離は0.75m以上とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	外壁 屋根	建築物等の色彩は、周辺的美観風致を損なわないものとする。
			屋外 広告物等	(1) 屋外広告物等は、形状、色彩、意匠その他の表示方法が周辺的美観風致を損なわないものとする。 (2) 袖看板及びポール看板の下辺の高さは、道路面から2.5m以上とする。
	垣又は柵の構造制限		道路に面する塀等の高さは、道路面から1.2m以下とする。 ただし、生け垣、門柱及び透視可能なフェンス等はこの限りではない。	
備 考				

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」